

昭和45年3月31日策定
昭和51年4月16日変更
昭和60年9月27日変更
平成16年8月27日変更
平成22年12月10日変更
平成28年10月31日変更
令和4年3月31日変更
令和8年3月26日変更

徳島県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

徳 島 県

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
第5条第3項において準用する第4条第7項に基づき農業振興
地域整備基本方針を次のように変更したので、公表する。

令和8年3月31日

徳島県知事

後藤田 正純

目 次

第1 確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1 確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保の 基本的考え方	1
2 農用地等の確保のための施策の推進	1
3 農業上の土地利用の基本的方向	2
(1) 東部農業地帯	2
(2) 南部農業地帯	3
(3) 西部農業地帯	3
 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	
1 東部農業地帯	4
2 南部農業地帯	5
3 西部農業地帯	5
 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業地帯別の構想	6
(1) 東部農業地帯	6
(2) 南部農業地帯	6
(3) 西部農業地帯	7
 第4 農用地等の保全に関する事項	
1 農用地等の保全の方向	8
(1) 東部農業地帯	8
(2) 南部農業地帯	8
(3) 西部農業地帯	9
2 農用地等の保全のための事業	9
3 農用地等の保全のための活動	9
 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	10
2 農業地帯別の構想	10
(1) 東部農業地帯	10
(2) 南部農業地帯	11
(3) 西部農業地帯	11
3 主要な営農類型	12
 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	
1 重点作物別の農業近代化施設等整備の構想	14
(1) 水稻	14
(2) 野菜	14
(3) 花き	14
(4) 果樹	14
(5) 畜産	14
2 農業地帯別の農業近代化施設等整備の構想	14
(1) 東部農業地帯	14
(2) 南部農業地帯	15
(3) 西部農業地帯	16
3 広域整備の構想	16

(1) 野菜、果樹集出荷場及び情報処理施設	-----	16
(2) 公共牧場	-----	16
(3) 家畜市場施設	-----	16
(4) 食肉・食鳥センター	-----	16
第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項		
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	-----	17
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	-----	17
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	-----	17
(1) 新規就農者	-----	17
(2) 認定農業者等	-----	17
(3) 多様な働き手	-----	17
第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項		
1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	-----	18
2 農村地域における就業機会の確保のための構想	-----	18
(1) 東部農業地帯	-----	18
(2) 南部農業地帯	-----	18
(3) 西部農業地帯	-----	19
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項		
1 生活環境施設の整備の必要性	-----	20
2 生活環境施設の整備の構想	-----	20
(1) 東部農業地帯	-----	20
(2) 南部農業地帯	-----	20
(3) 西部農業地帯	-----	20

第1 確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県の農業は、豊かな自然環境と卓越した農業技術により多種多様な農産物を生産し、県民の食生活を支えるとともに、京阪神地域等の消費地に新鮮で高品質な農産物を供給する基幹産業である。また、農産物の生産・販売を通じて地域経済を支え、緑豊かな農村景観の形成や文化の伝承等、多様な役割を担っている。

なかでも、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能（以下「多面的機能」という。）の適切な発揮を図る上で特に重要な役割を担っている。

一方、本県の農地面積は、住宅等の非農業的土地需要等により一貫して減少しており、農業の持続的発展には、農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。

このため、長期的な視点に立ち、多様な土地利用との計画的な調整を図りながら、食料の安全保障に向け農地の総量確保のための措置が強化された農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域制度、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を図るなど、各種施策の展開を通じ、優良農地の確保に努めるものとする。

具体的には、集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進、農地中間管理機構による農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき市町村が定める地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）に位置づけられた担い手への農地の集積・集約化の促進、スマート農業技術の導入推進、農業生産基盤の総合的な整備等により、優良農地の集団化や荒廃農地の発生防止・解消に努める。

また、中山間地域においては、日本型直接支払制度の活用等により適切な農業生産活動が維持されるよう努める。

こうした取組等を着実に推進し、令和17年の農業振興地域における農用地区域内の農地面積については、28,398ヘクタールの確保を目標（面積目標）とする（令和5年実績：29,386ヘクタール）。

2 農用地等の確保のための施策の推進

① 農地の保全・有効活用

農業振興地域制度に基づく集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進や農地転用許可制度の適正な運用に基づく優良農地の確保、地域計画の協議の場を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農業委員会及び農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の加速化、農地法に基づく遊休農地に関する措置、農業生産基盤の整備による営農条件の向上等の施策を通じ、荒廃農地の発生の防止及び既存の荒廃農地の解消を進め、農地の保全・有効活用を促進する。

また、中山間地域等においては、近年増加している野生鳥獣による農作物被害に対する被害防止策を講じるとともに、日本型直接支払制度の推進により農業生産条件の不利の補正や農地等の保全活動の支援等を行い、地域活動や農業生産活動の継続を図り、荒廃農地の発生の防止を推進する。

② 農業生産基盤の整備及び保全

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の区画拡大、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、スマート農業に対応した農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減や維持管理の効率化・高度化に向けた施設の更新整備など、農業用排水施設の適切な保全管理に取り組みつつ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

やむを得ない非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本とし、優良農地の保全に支障が生じることがないように、他計画等との整合に留意するとともに関係機関と調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則としておおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地において公用施設又は公共用施設の整備を行うため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第1条の2第3項に規定される責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

④ 交換分合制度の活用

農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤強化を促進するため、交換分合制度を積極的に活用するものとする。

⑤ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル技術を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

⑥ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針又は農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する他計画との調和等を図り、制度の円滑かつ適正な運用を図る。このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、学識経験者、各関係団体等から幅広く意見を求めるものとする。また、市町村においては、市町村の関係団体、集落代表者から必要に応じ、幅広く意見を求めることが望ましい。

⑦ 面積目標の管理

市町村農業振興地域整備計画について、市町村からの農用地区域からの除外を目的とする変更の協議に際し、県は、法第13条第5項の規定に基づき、この面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該市町村に対し、農用地区域への編入や荒廃農地の解消等、当該影響を緩和するための措置を求める。また、市町村において必要とされる影響緩和措置の実施が困難な場合は、代替措置として、県が実施する荒廃農地解消等の農地確保施策への協力を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 東部農業地帯

本地帯は、県都である徳島市及びその周辺地域を中心に都市化が進み、本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、広い分野にわたり、質の高いサービスを提供する拠点としての機能を果たしている。今後とも県勢発展の牽引的役割を担っていくため道路・情報網をはじめとするインフラ整備等により産業活動による競争力が一層強化されることから、徳島市を含む4市3町が徳島東部都市計画区域に指定されている地域であり、非農業的土地需要が今後とも見込まれる。

このような中、平坦地域においては、農地や担い手の減少、気候変動による環境問題、経済のグローバル化等取り巻く状況の変化に対応しながら、京阪神地域との結節点という地域の立地的、経済的条件を活かした都市近郊型農業として、需要の動向に即した市場競争力の高い野菜、果樹、花き、畜産物のブランド化を推進する。

水稻については、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化による規模拡大やスマート農業に対応した生産基盤の整備に取り組むとともに、水田活用による園芸品目の生産拡大を図り、効率的な土地利用を推進する。

中山間地域においては、みかんの高糖系品種への転換や、すだちの周年出荷体制の強化等

によるブランド化及び畜産業の振興を図るとともに、農道を活用した生産の省力化や、流通の効率化を促進する。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、地域の中核的都市である阿南市を中心に産業集積が進み、周辺地域を含めた雇用の場の確保が推進されており、引き続き都市的土地利用の増大が見込まれる一方、那賀郡、海部郡においては、農林水産業を中心とした土地利用が行われている地域である。また、阿南安芸自動車道の整備により、災害時等の安全性向上はもとより経済活動の活発化や観光振興が期待されている。

農業生産では、平坦部地域は、温暖な気候を活かした早期米地帯となっており、効率的な生産を進めるため、ほ場整備によりスマート農業技術の導入を促し生産性の向上を図るとともに、汎用水田を活かした野菜作等の振興により効率的な土地利用を図る。

また、冬期の豊富な日照量を活かしたきゅうり、いちご、すだち等の施設園芸では、土地利用調整等による効率的な生産体制の確立を進めるとともに、京阪神市場等への有利販売に向けたブランド化を推進する。

中山間地域においては、養鶏業の振興を図るとともに、年間を通して降水量が多く、昼夜の寒暖差が大きい気象条件を活かしたゆず、ケイトウ、オモトなどの地域特産物の生産振興の積極的な取組を図るとともに、農地の利用状況や地域条件を考慮した上で、農道の整備等農業生産基盤の整備を進め、農業上の利便性を確保する。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、高知県に源を發する吉野川が流れ、その南岸には四国山地、北岸には讃岐山脈が連なっている。耕地は吉野川沿いから山ろくに到る比較的平坦な平野部にあり、重要な水田地帯となっている。山間部では山ろくから山腹に開けた階段状の耕地が分布し、その多くは畑作地帯である。産業においては、美馬市脇町を中心としていくつかの工場立地が見られるほか、古くから吉野川の良質な水を活かした地場産業が行われている。

農業生産では、中山間地域の特徴を活かし、全国有数のブロイラーや肉用牛の生産地であるほか、夏期の冷涼な気候を生かした夏秋栽培のいちご、なす、ピーマン等が生産されており、鳥獣被害対策を講じながら、そば、ごうしゅいも、とうがらし等の地域特産物も含めた多様で特徴ある産地づくりを行いつつ、地域の特性に応じたきめ細かな生産基盤の整備を推進する。特に、中四国で初めて世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」の保全・継承に取り組む。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
1 東部 農業地帯	徳島地域 (徳島市)	徳島市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、規模の大きな森林の区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 14,616ha (農用地面積 3,684ha)	
	鳴門地域 (鳴門市)	鳴門市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 12,200ha (農用地面積 2,338ha)	
	小松島地域 (小松島市)	小松島市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、規模の大きな森林の区域、港湾隣接地域及び自衛隊小松島航空隊基地とその隣接地域等を除いた区域	総面積 3,526ha (農用地面積 1,922ha)	
	吉野川地域 (吉野川市)	吉野川市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域を除いた区域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 11,822ha (農用地面積 1,527ha)	
	阿波地域 (阿波市)	阿波市のうち規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 14,863ha (農用地面積 4,496ha)	
	勝浦地域 (勝浦町)	勝浦町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 6,054ha (農用地面積 1,107ha)	
	上勝地域 (上勝町)	上勝町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 4,605ha (農用地面積 357ha)	
	佐那河内地域 (佐那河内村)	佐那河内村全域	総面積 4,230ha (農用地面積 449ha)	
	石井地域 (石井町)	石井町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域を除いた区域	総面積 2,607ha (農用地面積 1,286ha)	
	神山地域 (神山町)	神山町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 8,612ha (農用地面積 621ha)	
	松茂地域 (松茂町)	松茂町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、港湾隣接地域及び徳島空港とその隣接地域を除いた区域	総面積 908ha (農用地面積 305ha)	
	北島地域 (北島町)	北島町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 448ha (農用地面積 204ha)	
	藍住地域 (藍住町)	藍住町全域	総面積 1,627ha (農用地面積 581ha)	
	板野地域 (板野町)	板野町全域	総面積 3,622ha (農用地面積 804ha)	
	上板地域 (上板町)	上板町全域	総面積 3,451ha (農用地面積 1,019ha)	

1 東部農業地帯計			総面積 93,191ha (農用地面積 20,700ha)	
2 南部 農業地帯	阿南地域 (阿南市)	阿南市のうち都市計画法に 基づき設定された市街化区 域、臨港地区、港湾隣接地 域及び規模の大きな森林の 区域を除いた区域	総面積 18,565ha (農用地面積 6,398ha)	
	那賀地域 (那賀町)	那賀町のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 18,959ha (農用地面積 904ha)	
	牟岐地域 (牟岐町)	牟岐町のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 3,310ha (農用地面積 155ha)	
	美波地域 (美波町)	美波町のうち都市計画法の 用途地域、臨港地区、港湾 隣接地域、国定公園の特別 保護地区及び規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 8,345ha (農用地面積 456ha)	
	海陽地域 (海陽町)	海陽町のうち臨港地区、港 湾隣接地域及び規模の大き な森林の区域等を除いた区 域	総面積 18,021ha (農用地面積 1,038ha)	
2 南部農業地帯計			総面積 67,200ha (農用地面積 8,951ha)	
3 西部 農業地帯	美馬地域 (美馬市)	美馬市のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 22,028ha (農用地面積 3,058ha)	
	三好地域 (三好市)	三好市のうち都市計画法の 用途地域を除いた区域及び 規模の大きな森林の区域を 除いた区域	総面積 42,833ha (農用地面積 2,918ha)	
	つるぎ地域 (つるぎ町)	つるぎ町のうち規模の大き な森林の区域を除いた区域	総面積 12,575ha (農用地面積 1,851ha)	
	東みよし地域 (東みよし町)	東みよし町のうち規模の大き な森林の区域等を除いた区 域	総面積 9,137ha (農用地面積 1,044ha)	
3 西部農業地帯計			総面積 86,573ha (農用地面積 8,871ha)	
県計			総面積 246,964ha (農用地面積 38,522ha)	

(注) 表中の農用地面積は、令和5年の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査における農業振興地域内の農用地(田・畑・樹園地・採草放牧地)をいい、農用地区域内と農用地区域外(農振白地)の農用地の合計面積である。
(面積はha未満を四捨五入しているため、計が合わないことがある。)

指定予定地域名、市町村名及び指定予定地域の規模：令和5年12月31日現在

※ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき市街化区域に編入する区域については、同法第23条第1項の規定による農林水産大臣の協議が調ったときは、速やかに当該区域を農業振興地域から除外するものとする。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、産業構造の変化に伴う農業人口の減少への対応から、生活や自然環境との調和にも配慮しつつ、集約的農業を展開する上で適切な土地利用の推進及び水利用の合理化並びに農業経営の規模拡大を図るなど、地域農業の持続的な発展や活性化に資する事業展開が必要である。

このため、水田の汎用化や農地の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、農業水利施設、農地保全、農道整備等の農業生産基盤整備事業や土地改良施設等を活用した自然エネルギー発電設備の導入を促進するとともに、景観や環境等と生産性の高い農業が調和した農地の総合的な整備を、原則として農用地区域内において積極的に行う必要がある。

特に、DXによる省力化や地域特性に応じた生産の振興を図るため、営農労力やインフラ管理の省力化・高度化に資するほ場整備を推進するとともに、農業用水の安定供給に向けた取組を促進する。

2 農業地帯別の構想

(1) 東部農業地帯

本地帯は、徳島東部都市計画区域を含む本県の中心区域であり、これまで相当規模の耕地がかい廃され今後も減少が予想されるが、本県最大の農業地帯であることから、農地の農業上の利用の確保のため農業生産基盤の整備を進めることを基本方向とする。湿田・単作地域は用排水分離を基本目標とし、ほ場の整備が必要な地域においては積極的にこれを推進しつつ、農道やかんがい排水施設の整備を進め、スマート農業技術の導入など生産性の高い農業に向けた農業生産基盤の整備を推進する。

また、吉野川下流域左岸は、吉野川下流域用水の末端整備等を進めるとともに、老朽化した水利施設の改良等を行い、用水を適切に利用した周年化による野菜、果樹等の振興を図る。

吉野川下流域右岸の平坦部においては、水田の排水条件を整備改良し畑作営農が可能となるよう水田の汎用化に努める。

さらに農業用水の安定供給を図るため、農業水利施設の機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進するとともに、昼夜の需給調整を行う施設整備を促進する。

あわせて、飼料用米や、稲WCS（ホールクroppサイレージ）の生産を通じて、畜産農家と耕種農家の連携を強化するとともに、家畜ふん堆肥や稲わらなどの地域資源を効率的に利用できるよう、地域の実態に応じた資源循環型農業を推進する。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、臨海部に都市計画区域が設定され、今後も非農業的土地利用が一定程度見込まれるものの、東部農業地域に次ぐ農業地域である。

そこで、スマート農業技術の導入や畑作営農が可能な汎用ほ場を創出するため、基幹的水利施設の新設、改良とあわせて、末端整備を含めて実施するほ場整備事業を推進する。

那賀川下流域の平坦部においては、機械化作業による生産性の高い農業の実現を目標として、農地中間管理機構と連携したほ場の整備事業により、区画の拡大をはじめ、用排水の分離等による水田の汎用化を推進する。また、農業用水の安定供給を図るため、那賀川北岸、南岸用水をはじめとした農業水利施設の機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進する。

また、海部川流域においては、農業水利施設の機能保全対策や管理の省力化により、生産性の向上を図る。中山間地域においては、地域条件に即した効率的な農業生産基盤整備により農地を保全し、樹園地、野菜団地の農業水利施設の整備を進め、緩傾斜地においては省力化・軽労働化が図られるよう園地整備を推進し、ゆず等特産物の一層の振興を図る。

また、山間地域では、農用地の機能の維持を図るため、地すべり対策事業など農地保全対策を積極的に推進する。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、市街地を中心に都市計画区域が設定されており、引き続き農地や自然環境と調和した都市形成を図っていく必要がある。また、吉野川沿いから山ろくに到る比較的平坦な平野部は、重要な水田地帯となっている。

そこで、農業用水の安定供給を図るため、老朽化した水利施設の機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進するとともに、昼夜の需給調整を行う施設整備を促進する。

また、讃岐山脈山ろく、四国山地剣山山系山ろく地域においては、ブロイラーや肉用牛など畜産の振興のため、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、家畜ふん堆肥や稲わらなどの地域資源を効率的に利用することで、地域の実態に応じた資源循環型農業を推進するとともに、地形条件に応じた効果的な地すべり対策事業などを行い農地保全対策を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

本県は県土に占める林地面積の割合が76パーセントと全国平均と比べ高く、都市化等の進行とともに農用地のかい廃が進み、今後においても都市開発、宅地開発をはじめ、道路・公園等の公共用地の需要が見込まれる。一方で、農業者の高齢化、担い手不足、土地条件が悪いこと、鳥獣被害、農産物販売の低迷などにより荒廃農地が増加している。このような状況下において農業生産のみならず県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業・農村の多面的機能の維持・発揮に重要な役割を担う農地を、農林業施策の積極的な推進により保全することが急務となっている。

このため、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手や集落営農組織による農地集積・集約化を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

また、農業水利施設や農地、農道等の農業生産基盤の整備を進めるほか、日本型直接支払制度による認定又は協定に基づき集落等で取り組む農地等の維持管理体制を整備するとともに、農業者のみならず地域住民などの非農業者も含めた地域ぐるみの保全活動を支援して営農条件の向上を図り、生産性の高い農業を推進することや、近年被害が増加している野生鳥獣による農作物被害に対する被害防止策を講じることにより荒廃農地の発生を防止する。あわせて、農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）等の各種施策を推進することにより既存の荒廃農地の解消・有効利用につなげる。

さらに、農山村地域の防災力強化に向け、農業用ため池をはじめとした土地改良施設等の耐震化や地すべり防止対策等にも取り組むことが必要である。

このような視点に立って、各農業地帯ごとに農用地等の保全の基本的方向を示すと次のとおりである。

(1) 東部農業地帯

本地帯は、都市化が最も進行している地帯でもあるが、本県最大の農業地帯であるため、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、農業生産基盤の整備を推進し、営農条件の向上を図ることにより耕地利用率を高め、荒廃農地の発生を防止する。

吉野川下流域左岸の吉野川下流域用水の末端の整備等を進めるとともに、農業用ため池等の老朽化した用水施設の改良や保全を行う。下流域右岸の平坦部においては、水田の排水条件を整備改良し、畑作営農が可能な水田の汎用化に努め、農地の有効利用を図る。

地すべり地帯に位置する農用地については、地すべり対策を継続的に実施することにより農用地の保全を図るとともに、荒廃農地の発生を防止する。また、自然災害により被災した農地等については災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

さらに、日本型直接支払制度対象農用地については、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地の保全を図る。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、早期米地帯であり、土地利用型作物の推進を含めた農地の流動化を促進するため、地域計画に基づく中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の有効利用を図る。また、担い手不在の地域では集落営農を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

地すべり地帯に位置する農地については、主に抑制工を継続的に実施することにより農用地の保全を図る。特に那賀川中上流域は、降水量が多く、自然災害により被災を受けることが多いため、被災した場合には、災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

また、海部川流域を中心とした地域は、台風の常襲地帯であり、被災農地等は災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

さらに、日本型直接支払制度対象農用地については、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地の保全を図る。

(3) 西部農業地帯

急峻な山々を有する中山間地域では、日本型直接支払制度対象農用地について、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地や地域資源の保全を図る。また、地域計画に基づく中間管理機構を活用した担い手への農用地の集積・集約化を促進するとともに、担い手不在の地域では集落営農を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

吉野川流域には、多くの地すべり地帯があり、この中に位置する農用地を保全するため、継続的に抑止工等の対策を講じる。

また、自然災害により被災した農地等については、速やかに災害復旧事業により復旧を図る。

2 農用地等の保全のための事業

農用地等の土壌侵食や崩壊等を防止するため、農村地域防災減災事業や災害復旧事業等を活用し、農用地の防災施設等の整備を推進するとともに、ほ場整備事業、農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）等により荒廃農地の整備・復旧を進めていく。さらに、1に記したとおりそれぞれの農業地帯の地域特性に応じた事業を推進し、農用地の保全を図る。

また、農業従事者の高齢化が進行する中、農業生産条件が不利な地域における荒廃農地の増加等により農業・農村の多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあり、農用地等の地域資源の適切な保全管理を推進することで荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を維持していくことが重要である。

そこで、農業生産活動を維持し、多面的な機能を確保するため、市町村との密接な連携の下、日本型直接支払制度の適切な運用に努める。

3 農用地等の保全のための活動

本県の農用地等の保全のためには、荒廃農地対策が大きな課題となっている。

このため、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図るとともに、日本型直接支払制度の活用や適切な鳥獣被害対策等の推進により荒廃農地の発生防止とその解消を図ることとし、市町村及び農業委員会においては荒廃農地の状況を把握し、その解消と有効利用に努めるものとする。

中山間地域においては、過疎化、高齢化の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、土地改良施設の適切な維持管理が困難になったり、荒廃農地が増加するなど、周辺優良農地への影響が懸念される状況にある。

このような状況を解消するため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金」及び「中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金」による運用益を活用して土地改良施設等の適切な維持管理を推進することとする。

また、日本型直接支払制度の実施に当たっては、荒廃農地の発生を防止する有効な制度として機能させるため、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により集落営農組織の育成や農用地の流動化促進を図りながら、将来にわたって農用地の維持管理ができる体制の整備に留意しつつ推進するものとする。

その際、市町村においては農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき事業区域の設定、農用地の流動化促進や労働力補完対策を図るものとする。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県は、県土面積の76パーセントを森林が占めており、1農業経営体当たり経営耕地面積は1.1ヘクタールと全国平均の4割程度である。

また農業産出額に占める米の割合は9.9パーセントで全国平均（16.0パーセント）の約62パーセントである。

このような中、県下各地帯の特性を活かした営農類型を目標に農地中間管理事業を中心とした各種農地集積・集約化施策を積極的に実施する。また、集落機能の活用等を通じて関係農業者等の合意のもとに集落営農の組織化を進め、農作業の共同化、機械の共同利用等の農作業の効率化、作付地の集団化、荒廃農地の発生防止・解消、裏作の導入等による耕地利用率の向上を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携等による地域内での飼料供給や地力の維持増進等を促進する。さらに、スマート農業など新技術の導入や有機農業等エシカル農業の推進により、とくしまブランドの展開を図る。

このような視点に立って、各農業地帯ごとの構想及び農業経営の主要な営農類型としての基本的な指標を示すと次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 東部農業地帯

本地帯において今後とも発展・維持を図る営農類型は、トマト、いちご、なす等の施設野菜、かんしょとだいこん、れんこんの専作、洋にんじん、ほうれんそう、ブロッコリー、えだまめ、カリフラワー、菜の花等の露地野菜に水稻を組み合わせた作型、シンビジウム等の花き専作、なし専作、すだち、みかん等かんきつを組み合わせた果樹、酪農、肉用牛経営等が考えられる。

地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図り、農業経営の規模拡大や集約的な土地利用による効率的な営農体系の確立を推進する。

また、飼料用米や稲WC S（ホールクロップサイレージ）、稲わら等や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、耕種農家と畜産農家の連携を推進・強化することを通じた地域内での飼料供給や地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。特に、野菜等の施設栽培でのスマート技術をはじめとした新技術の導入や果樹園地の団地化等を促進する。

また、水稻後作の洋にんじん、ブロッコリー等の野菜の作付けを前提とした地力増進作物、飼料作物及び簡易雨よけ施設等による施設野菜等を集団化して作付けする。

あわせて、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進する。

また、吉野川北岸用水により用水利用の周年化が可能となっている地域の営農類型としては、施設トマトやなす専作、水稻にブロッコリーや洋にんじんを組み合わせた作型、なし等の果樹専作、シンビジウム等の施設花き、酪農、肉用牛経営等の畜産等が考えられる。

このため、今後水稻の集約化、野菜産地の集団化、飼料自給率の向上のための経営の規模拡大等が期待され、農地中間管理機構との連携を図りつつ、各種事業の実施により農用地を着実に担い手に集積・集約化し、農業経営の規模拡大に結びつけるものとする。

(2) 南部農業地帯

本地帯において今後とも発展・維持を図る営農類型は、基幹作物である水稻に施設野菜等を組み合わせた作型や、ハウスきゅうり等の施設野菜専作、すだちなどかんきつによる果樹専作、山間地域でのゆず等の果樹、花き類、畜産ではブロイラー、肉用牛経営等が考えられる。

本地帯は、県下有数の早期米の産地であり、農用地の流動化がさらに進展することが予想されるため、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図り、土地利用型農業の生産性の向上を図るものとする。また、飼料用米や稲WCS（ホールクロップサイレージ）、稲わら等や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、耕種農家と畜産農家の連携を推進・強化することを通じた地域内での飼料供給や地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を推進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。

水田農業の高収益化に向けては、オクラやケイトウ等の夏作物の作付けを推進する。

なお、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進するものとする。

(3) 西部農業地帯

本地帯においては、ブロイラーの比重が高く、全国有数の産地を形成している。また、平坦部では、露地野菜として夏秋なす、ブロッコリー等の産地化が進んでおり、中山間地域で夏期の冷涼な気候を生かした夏秋栽培のいちご、なす、ピーマン等が生産されるとともに、鳥獣被害対策を講じながら、茶、そば、ごうしゅいも等の地域特産物も含めた多様で特徴ある品目が生産されている。

本地域において、今後とも発展・維持を図る営農類型は、吉野川北岸用水の利水計画（営農計画）と関連づけ、夏期の冷涼な気候をいかした夏秋栽培の園芸作物、山間特産物及びブロイラー、肉用牛等が考えられる。

また、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図るとともに、担い手不在の地域では集落営農の組織化を推進し、効率的な営農体系の確立を推進する。転作田においては、野菜等を中心に集団化して作付するほか、裏作としてはブロッコリー等を作付けする。

あわせて、ブロイラー、肉用牛の振興を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、飼料用米や稲WCS（ホールクロップサイレージ）、稲わら等や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、地域内での飼料供給や地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。

なお、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進するものとする。

3 主要な営農類型

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模 <面積>	生産方式 <資本装備>	適用 地域
ハウスきゅうり	促成きゅうり 30 a	ビニールハウス、暖房機、循環扇、トラクター	平坦部 中間部
ハウスいちご	促成いちご 30 a	ビニールハウス、電照設備、育苗施設、トラクター	平坦部 中間部
かんしょ + だいこん	かんしょ 200 a だいこん 150 a	育苗ハウス、貯蔵庫、乗用トラクター、掘取機、洗浄機、挿苗機、ブームスプレヤー	平坦部
れんこん	トンネル 80 a 露地 120 a	ビニールトンネル、乗用トラクター、洗浄機、れんこん掘取機	平坦部
洋にんじん + 枝豆	洋にんじん 250 a 枝豆 100 a	トラクター、洗浄機、掘取機、選果機、脱莢機	平坦部
ほうれんそう + 枝豆	ほうれんそう 250 a 枝豆 100 a	トラクター、野菜播種機、冷蔵庫、脱莢機	平坦部
ブロッコリー + スイートコーン + 枝豆	ブロッコリー 200 a スイートコーン 60 a 枝豆 100 a	トラクター、野菜播種機、冷蔵庫、脱莢機	平坦部
すだち	露地・貯蔵すだち 60 a	貯蔵用冷蔵庫	中間部 山間部
ハウスすだち	ハウスすだち 加温 40 a 無加温 10 a	ビニールハウス、暖房機、換気施設	平坦部 中間部
温州みかん + 中晩柑	早生温州 100 a 貯蔵系温州 100 a 不知火 50 a	貯蔵庫	中間部 山間部
なし + れんこん	幸水 50 a 豊水 60 a れんこん 80 a	スピードスプレイヤー、なし棚、中小型管理機、レンボリー	平坦部
水稲 + 麦	水稲 早期 15 ha 普通期 15 ha 麦 15 ha	育苗ハウス、トラクター、田植機、自脱型コンバイン、循環型乾燥機、粃すり機、播種機	平坦部
水稲 + ブロッコリー	水稲 早期 10 ha 普通期 10 ha ブロッコリー 2 ha	育苗ハウス、トラクター、田植機、自脱型コンバイン、循環型乾燥機、粃すり機、移植機	平坦部
菊	電照2度切り 30 a 夏秋ギク 30 a	ビニールハウス、シェード、電照設備、下葉取り機、結束機、暖房機、トラクター	平坦部 中間部
シンビジウム (鉢花)	10～3月出荷 60 a	ビニールハウス、山上げ用パイプハウス、固定ベンチ、灌水施設、暖房機、貨物自動車	全 域

シンビジウム (切り花)	10～3月出荷	70a	ビニールハウス、固定ベンチ、 灌水施設、暖房機、ラップ機	全 域
ゆず + ケイトウ		30a 25a	管理機、冷蔵庫、トラクター、定植機	中山間
ユリ	オリエンタル系 促成 季咲き 抑制	50a 30a 50a	ビニールハウス、冷蔵庫、トラクター	全 域
しいたけ (生・菌床)	仕込み菌床	20,000個	作業棟、培養棟、発生棟、 菌床製造施設(ミキサーコンバア、袋詰機、 殺菌釜・ボイラー、台車、暖房施設、接種 機、コンテナ他)、包装機、動力運搬車、 保冷車、軽四トラック、電気設備一式	全 域
酪 農 (単一経営) (繋ぎ方式・自 給飼料有)	経産牛 飼料自給率 飼料作付	40頭 50% 延べ5ha	搾乳牛舎、育成牛舎、飼料タンク、 ウォーターカップ、バルククーラー、 バークリーナー、 パイプラインミルクカー、湯沸器、 堆肥舎(通気堆積型)、堆肥保管庫、 汚水槽、攪拌曝気装置、農機具格納庫、 共同農機具格納庫、フロントローダー、 トラクター、堆肥散布車、 尿散布機(牽引式)、鎮圧ローラ、 ディスクモアー、テッターレーキ、 ロールベアラ、ベールラッパー、 ベールグリッパー、トラック	全 域 (土地条 件に制 約の少 ない平 坦地、 緩傾斜 地)
酪 農 (単一経営) (フリーストール方式・ 自給飼料有)	経産牛 飼料自給率 飼料作付	200頭 50% 延べ10ha	畜舎(フリーストール)、 畜舎(パーラー)、育成牛舎、飼料庫、 飼料タンク、パーラー搾乳装置、 バルククーラー、湯沸器、堆肥舎、 堆肥保管庫、汚水槽(3槽)、 農機具格納庫、共同農機具格納庫、 ショベルローダ、トラクター、 鎮圧ローラ、ディスクモアー、 テッターレーキ、ロールベアラ、 ベールラッパー、ベールグリッパー、 トラック、飼料攪拌機	全 域 (土地条 件に制 約の少 ない平 坦地、 緩傾斜 地)
肉 用 牛 (肉専用種去勢 肥育)	肥育牛	200頭	畜舎、堆肥舎、農機具庫、飼料タンク、 オガクズ等格納庫、ショベルローダ、 フォークリフト、トラック、 飼料攪拌機、換気扇、給水機	全 域

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

近年の生産資材価格の高止まりや人口減少による労働力不足等、厳しい農業生産・経営環境の中、京阪神等大消費地の安定した生鮮食料品の供給地としての地位と役割を一層強化し、農業経営の安定化を図るためには、収益性の高い畜産、園芸部門の振興と併せて効率的な米生産の推進などを通じて農業経営規模の拡大を図る必要がある。

そのためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備と相まって、農業経営の法人化・生産組織化等を推進するとともに、省力化と高品質生産を可能にするスマート農業機械をはじめとする高性能な農業機械の導入と、高度な機能を備えた集出荷貯蔵施設、加工施設、その他農業生産近代化施設の整備を図ることはもとより、環境負荷を軽減する施設整備や、農産物流通の多様化に対応し消費者ニーズを満たすための情報システムの整備、流通施設の計画的な配置及びその整備を推進する必要がある。

また、生産性や品質の向上に繋がる革新的な技術が生産現場に速やかに実装され、農業が持続可能な産業として発展するため、産学官連携により生産現場の課題を解決する「とくしま農林水産業イノベーションHUB」に取り組む。

以上の基本的な方向に基づき、各重点作物別及び各農業地帯別にその整備の基本的な方針を示せば次のとおりである。

1 重点作物別の農業近代化施設等整備の構想

(1) 水稲

品質の高位平準化及び省力・低コスト化のため、スマート技術の導入、共同育苗施設や共同乾燥施設等の整備を推進する。

(2) 野菜

生産流通体制の合理化を図るため、品目に合わせた一連の機械化作業体系の推進や複合環境制御システムなどスマート技術の導入、また、共同育苗及び共同選果施設の整備を推進する。

(3) 花き

産地ブランドの維持・強化を図るため、優良種苗の供給施設や集出荷施設、ICTモニタリング機器などスマート技術の導入を推進する。

(4) 果樹

省力・低コスト生産や品質本位の生産流通の推進のため、ドローン防除などスマート技術の導入や園地整備を基本に、機械化体系及び高性能選果機の導入を進める。

(5) 畜産

規模拡大、省力化、経営の効率化及び地域環境と調和した近代的畜産経営の確立を図るため、新しい飼養管理システム（フリーストール牛舎、ミルクパーラー、搾乳ロボット、TMR（完全混合飼料）、稲WCS（ホールクロップサイレージ）、自動給餌器、ウインドレス鶏舎、自動集卵機等）の導入や家畜排せつ物処理施設等の整備を推進する。

2 農業地帯別の農業近代化施設等整備の構想

(1) 東部農業地帯

本地帯は、野菜、畜産、果樹の比重が大きく、県下最大の農業生産地帯となっている。

また、良質米や新規需要米の生産振興を図るとともに、水稲、施設野菜、露地野菜、花き、果樹、畜産の振興を図る。

これらの今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

水 稲： 需要に応じた計画的生産を前提に、生産性の高い稲作経営の確立を目指し、担い手や集落営農組織への農地の集積・集約化を進め、規模拡大による大型機械の導入による省力・低コスト化技術を確立する。加えて、共同育苗施設、共同乾燥調製施設等の整備を行う。

施設野菜： いちご、トマト、きゅうりなどについて、経営規模拡大のために施設の団地化を推進し、共同育苗施設、高設栽培施設、自動制御装置等により省力化に努める

とともに、低コスト耐候性ハウス等の導入を推進する。

露地野菜： ブロッコリーやほうれんそう等は生産から流通まで一貫した予冷体制の整備を進め、かんしょ、にんじん等の根菜類は省力化のため機械化作業体系を確立する。

花き： 県特産品であるシンビジウム等の産地ブランドの維持・強化を図るため、優良種苗の供給施設、集出荷施設、環境測定装置等の整備を推進する。

果樹： うんしゅうみかんの優良系統やすだちなどへの転換を行うほか、施設化、省力低コスト化のため園地整備及び機械化を推進するとともに、集出荷体制の機械化を促進する。

酪農： 飼養規模の拡大や労働条件の改善のため、フリーストール、ミルクパーラー施設等の新しい飼養管理システムの導入をはじめ、酪農ヘルパー組織、コントラクター組織の充実・強化及び粗飼料生産の組織化、外部化を推進し、近代的なゆとりある酪農経営を確立する。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等生産の低コスト化を主眼とした生産振興を図る。

養豚： 経営の合理化を図り、大規模専門経営を育成するため、環境と調和した施設の整備を進めるとともに、自動給餌・給水機、環境制御システム等による省力管理等の新しい生産方式やエコフィードを活用した資源循環型農業を推進し、生産技術の高位平準化を進める。

養鶏： ブロイラーの生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進めるとともに、食鳥処理加工施設の近代化や、鶏ふんたい肥化処理施設等の整備と鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生可能な養鶏経営を確立する。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、多様な作物が導入された複合経営による農業生産が行われている。平坦部においては早期米の一大産地であり、施設野菜や露地野菜の積極的な振興が図られているとともに、中山間地域においては、果樹や花き、養鶏、肉用牛が振興されている。

本地帯の重点作物として、水稻、施設野菜、露地野菜、果樹、畜産の振興を図る。

これらの作物の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

水稻： 需要に応じた計画的生産を前提に、省力化、低コスト化を推進し、生産性の高い稲作経営の確立を目指し、担い手や集落営農組織への農地の集積・集約化を進め、規模拡大による大型機械の導入による省力・低コスト化技術を確立する。加えて、共同育苗施設、共同乾燥調製施設等の整備を行う。

施設野菜： 経営規模拡大のための団地化を推進し、共同育苗施設、高設栽培施設、自動制御装置等により省力化に努めるとともに、低コスト耐候性ハウスの導入を支援する。

露地野菜： ブロッコリー等について、定植機等省力機械の導入推進を行う。

果樹： うんしゅうみかんの優良系統やすだち等の複合経営の確立を図り、省力化のための園地の基盤整備と防除の機械化等を進める。また、ゆずの生産振興を図るため、共同防除施設、運搬施設の整備を行うとともに、低温貯蔵庫、集出荷施設等を整備する。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等生産の低コスト化を主眼とした生産振興を図る。

養鶏： ブロイラー及び本県特産鶏である阿波尾鶏の生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進めるとともに、食鳥処理加工施設の近代化や、鶏ふんたい肥化処理施設等の整備と鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生する養鶏経営を確立する。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、ブロイラーのウエイトが高く、全国有数の産地を形成しているほか、肉用牛が生産されている。また、中山間地域においては、夏期の冷涼な気候を生かした夏秋栽培のいちご、なす、ピーマン等が生産されるとともに、鳥獣被害対策を講じながら、とうがらし、そば、ごうしゅいも等の地域特産物も含めた多様で特徴ある品目が生産されている。

このため、本地帯の重点作目として、野菜、畜産の振興を図る。

これらの今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

野菜： 露地野菜のブロッコリー、夏秋なすなどの振興に合わせ、共同育苗施設、集出荷選果施設及び一連の機械化作業体系の整備を進める。また、施設栽培の夏秋いちごは、省力化、高品質化のため高設栽培を進める。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等による生産振興を図る。

養鶏： 讃岐山脈山ろく、四国山地剣山山系山ろく地域を中心に団地化を一層推進するとともに、ブロイラー及び本県特産鶏である阿波尾鶏の生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進め、また、食鳥処理加工施設の近代化や鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生可能な養鶏経営を確立する。

3 広域整備の構想

(1) 野菜、果樹集出荷場及び情報処理施設

土地条件及び地域特性に応じて多くの産地が形成されており、省力化、低コスト化、有利販売に結びつく集出荷施設の高度化と情報処理機能設備の整備を図る。

(2) 公共牧場

国産飼料の積極的な活用と育成管理の外部化を促進するため、公共牧場の維持を図る。

(3) 家畜市場施設

肉用肥育素牛のせり市場の効率化や情報提供のための施設、機能の整備と近代化を図る。

(4) 食肉・食鳥センター

肉畜生産農家の経営安定化と食肉流通の近代化や食肉の品質確保を推進するため、食肉・食鳥センターの処理・加工施設の近代化を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業従事者の大幅な減少が見込まれる中、農産物の安定供給や農村地域におけるコミュニティの維持を図るため、新規就農者はもとより、外国人材等の多様な働き手の育成により、農業の次代を担う人材を確保する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

本県の農業人材育成拠点である農業大学校において、就農希望者に対して実践的な講義及び実習を実施するとともに、アグリチャレンジコースにおいて、農業従事者に対してリスクリソング研修を実施し、DX・GXをはじめ、時代に適合した技術・経営力を習得できるよう、施設及び体制の充実を図る。

また、民間事業者や市町村が運営する主に就農希望者を対象とした研究農場の施設等の整備を支援する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 新規就農者

新規就農者の早期の経営確立と発展に向け、就農準備や経営開始を支援する給付金を交付するとともに、機械・施設等の導入を支援する。

また、農業法人等の先進的な農業経営体における実践研修による技術・経営力の習得を支援する。

さらに、若者の就農意欲の醸成を促進するため、徳島大学生物資源産業学部をはじめとする県内外の大学・高校の学生等を対象に、農業現場へのインターンシップを実施する。

加えて、「とくしま農業振興プロジェクト」により、関係機関とともに、地域資源を生かしたビジネスモデルの構築や移住就農の推進等、産地ぐるみの人材育成・確保策を支援する。

(2) 認定農業者等

農業経営体の規模拡大や多角化等を図るため、「徳島県農業経営・就農支援センター」において、専門家派遣による経営資源の最適化や法人化への誘導など、経営の展開・発展に向けた提案を行うとともに、国や県単独の事業を活用した機械・施設の整備を支援する。

また、次世代のリーダーを育成するため、農業青年クラブや女性農業者ネットワークの構築、スキルアップ講座の実施、新たなビジネスプランへのチャレンジなどを支援する。

(3) 多様な働き手

農業支援サービスの省力化・効率化や人材育成に向け、スマート農業機械の導入や研修、経営相談等を支援する。

また、労働力の確保に向け、障がい者や外国人材、アクティブシニア等の「多様な働き手」の活用に関する研修の実施やマッチングを推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

近年の生産資材価格の高止まりや人口減少による労働力不足等、厳しい農業生産・経営環境の中、本県の農村地域は、耕作規模の小さい農業者が多く、農業生産が減退していることに加え、地域資源を利用した地場産業においても生産活動が停滞傾向にある。また、生活サービス機能の維持が課題となる地域も増加しており、身近な雇用の場の確保が急務となっている。加えて、農村が有する豊かな自然や文化、景観などの地域資源を活用した体験等を通じ、多様な人材が連携し賑わいを創出することが求められている。

このような状況に対応するため、農業経営基盤の整備を進めると共に、地域計画の協議の場を中心とした集落における話し合いを通じて農用地の集積・集約化を図り、効率的かつ安定的な農業経営に取り組み、地域農業を担い雇用をリードする経営体や優れた技術力と経営力を有する農業者を育成する。また、農林水産業と商業・工業等との連携による6次産業化への取組等により農業経営の高付加価値化及び安定的な就業の場を創設・確保し、不安定な就業状態にある兼業従事者の就業の促進に努める。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

他産地のブランド農産物との販売競争が激しくなる中、民間の知恵や活力を最大限活用し、官民一体となった「オール徳島」による魅力の最大化や発信力の強化を図り、販売拡大へとつなげていくことが求められており、国内販路の拡大や選ばれる六次産業化の推進、さらには輸出の拡大に取り組む等により、地元における安定的な就業を促進する。

また、高齢者が豊富な知識と経験を活かせる就業の場、具体的には、日本料理を美しく彩る上勝の”つまもの販売”に代表される全国有数の地域活性型農商工連携モデルの振興推進や茶、山菜等の地域特産物の加工を行うことにより山村地域の就業を促進するものとする。また、関係人口の拡大を図るため農林漁家民宿の開業を促進する。なお、就業機会の確保のための施設の設置に当たっては優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に留意する。

各農業地帯ごとにおける農業従事者の安定的な就業の促進の基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 東部農業地帯

本地帯は、県下最大の農業地帯であり、吉野川下流域の肥沃な農地を活かした多様で安定的な農業経営が展開されている。

一方、農業以外の産業については、軽工業、商業、製造業が、徳島東部都市計画区域に集中して立地しているほか、阿波市では、土成工業団地、西長峰工業団地に企業誘致が進み、安定的な就業機会を得ている。

このような就業構造の中で、機械、施設の共同利用等による地域ぐるみの農業経営を進めることで兼業の安定化を図るとともに、意欲ある農業者への優良農地の集積・集約化を進め、経営感覚に優れた経営体の育成、確保に努める。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、阿南市においては、世界的なLED企業や石炭火力発電所が立地するなど、工業団地としての開発が推進されている一方、他の町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域に指定されている。海陽町には、阿波尾鶏の食鳥加工工場があり、地域における雇用機会の増大と安定的な就業に寄与している。

農業においては冬季温暖な気象条件のもと、きゅうり、いちご、すだち等の施設園芸が盛んであり、きゅうりについては南部圏域一体となって就農者確保や産地活性化を推進する「県南きゅうりタウン」の取組を行っている。今後とも農業生産基盤整備を進めて、園芸産地としての生産条件を整える必要がある。

これら地域資源の活用や地域経済の振興と結びついた産業の振興により創設・確保される安定的な就業機会の活用を図る。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、旧三加茂町を除く全ての市町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域であり、人口の流出及び高齢化が進んでいる。

農業以外の産業としては、美馬市脇町を中心に企業数社が立地している。

農業においては、阿波尾鶏の食鳥加工工場が立地しており地域における雇用機会の増大に寄与しているほか、気象条件を活かした夏秋期のいちご、平坦部のブロッコリー、傾斜地を中心とした茶、そばなどの地域に密着した特産物が栽培されており、これらの加工利用等を積極的に推進するとともに、「世界農業遺産『にし阿波の傾斜地農耕システム』ブランド」や「にし阿波いちごタウン構想」、「にし阿波山のチキンファーム構想」など様々な地域資源を利用した生産振興等を積極的に進めることにより、安定的な就業の場を確保し、地帯全体の活性化に努める。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。

そこで、地域住民の積極的な参加を得ながら、女性農業者活動支援施設や高齢農業者活動支援施設等を含む経営多角化を推進する施設、農業集落道、営農飲雑用水施設等の施設や土地改良施設等を活用した自然エネルギー発電設備の導入を進め、農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化活動の助長を図り、あわせて、地域における定住条件の整備及び次代の農業を担う農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

2 生活環境施設の整備の構想

生活環境施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、広く住民の参加とこの過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に資するよう努めるほか、次のとおり、これら施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- ① 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込み、人口等を考慮した適正な規模とし、また施設の配置に当たっては適正な利用圏を設定するとともに、農道、一般道路等との関連にも十分留意する。
- ② 都市には見られない農村地域固有の広い空間、豊かな緑を十分活かしたものとするとともに類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物を極力活用するなど、画一性を避けた地域の特性を活かしたものとする。
- ③ このほか、整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とすることとされているが、併せて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮するものとする。
- ④ 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持運営が適正に行われるよう配慮する。

(1) 東部農業地帯

本地帯は、都市化により混住化が進行しており、農家・非農家はもとより、農業生産の専門化により農家間においても意識の多様化がみられるところである。

農家・非農家を包摂した新しいコミュニティの形成のため、既存の集会施設、農村公園及び農村広場等の活用を図るとともに、農業集落道、農業集落排水施設などの生活環境施設の整備に努める。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、那賀川下流の平坦部においては、今後とも都市化の進行が予想される一方、中山間地域においては過疎化、高齢化が進行している。

平坦部においては混住化に対応した農村コミュニティの形成、山間部においては農業・農村地域のコミュニティの活性化のため、既存の集会施設等の活用を図るとともに、農業集落道、営農飲雑用水施設などの生活環境施設の整備に努める。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、旧三加茂町を除く全ての市町が過疎地域であり、農村の高齢化も進んでいる。過疎化、高齢化に対応するため、女性及び高齢者を含めた新しい地域づくりを推進することにより、住民自らの手による地域環境づくりを行い、既存の集会施設等の活用を図りながら、農村地域の定住条件の改善に資するため、農業集落道や交流施設基盤等の生活環境施設の整備を計画的に進める。

